

第 4 回策定委員会における主な指摘事項と対応・方針

資料	指摘事項等	対応・方針等
4-4 狭山丘陵等の 景観の保全	「景観重点基準」の②について、垣又はさくの構造は周辺と調和のとれたものという意図であれば、「周辺に圧迫感を与えないもの」という表現は適切ではないのではないか。	「丘陵地の街並みと調和させること」と、表現を改める。
	「狭山丘陵景観重点地区」と同様に、「景観形成地区」においても、基準に適合しない場合は勧告できるという規定を設けるべきである。	「狭山丘陵景観重点地区」の規定を準用することとして、勧告できることとする。
	「景観形成地区」の指定と「景観形成基準」の決定は、別の手続で行うべきである。 まず、「景観形成地区」を指定する中で、景観上重要な地区ということ共有し、その後、十分にキャッチボールを重ねながら「景観形成基準」を決定すべきである。	「景観形成地区」を先に指定し、その後、別の手続で「景観形成基準」を決定することとする。
4-4 都市計画公園・緑地区域における市民緑地契約制度の活用促進	緑地等の所有者の中には寄附を考へる者もいると思うが、そのような場合に何か対応はできないか。	市の公園・緑地になる予定の土地で、別に定める市民緑地契約制度の対象とする土地の基準に合致するものについては、基本的に寄附を受けることとしたい。
4-5 生産緑地の保全	制度や補助者の愛称のようなものを考へて、市民によりなじみやすくしてはどうか。	検討する。
4-5 開発事業の手続と基準の条例化	小規模な公園を多数設置されても、維持管理費が膨らむ一方である。 公園・緑地を設置する代わりに、負担金を支払うような規定を設けてはどうか。	公園等は、都市の防災機能及び住民の快適性のために、確保すること自体が法の目的と考へると、負担金により設置を免除することは難しい。
	開発の基準や手続について、具体的な数字や手続の内容が示されたが、その哲学や基本的な考へ方も示すこと。	資料 2 中の「必要な施策のあらまし」として整理した。

<p>4-5 開発事業の 手続と基準の 条例化</p>	<p>対象とする事業の要件をもっと吟味する必要がある。特に非住宅系の事業については穴があり、不公平に思える。 他市の条例や、過去の開発指導における課題を参考に検討すること。</p>	<p>他市の条例で対象としている事業を参考に検討する。</p>
	<p>開発事業の基準で、新青梅街道沿道等のまちづくりを後押しできる制度設計が必要ではないか。</p>	<p>まちづくり計画の内容を、開発の基準とすることにより対応する。</p>
	<p>ごみ集積所の基準を通りに面しない形にするか、保管庫とすることはできないか。</p>	<p>ごみ集積所・保管庫を所管している部署の指導により対応したいと考えている。</p>
	<p>中高層建築物の適用基準の考え方について、何をどうしたいのかが見えない。</p>	<p>中高層建築物とは高さ10mを超える全ての建築物のことであり、高さに関する基準（電波障害対策）が必要だと考えている。 また、他の対象要件にも該当する場合は、その基準も適用させるものとする。</p>
	<p>墓地の設置について、設置そのものの規制はできないか。 まちづくりの観点から、合理的な理屈が立てば規制することは可能ではないか。</p>	<p>墓地の設置そのものを規制することは非常に難しいと考えている。 設置の際の基準と手続を厳しくすることで対応することを考えている。</p>
	<p>手続に要する期間も、非常に重要な要素である。次回は期間についても示すこと。</p>	<p>整理する。</p>
<p>4-4 狭あい道路の 拡幅の推進</p>	<p>「拡幅推進狭あい道路」の指定の方法については検討の余地がある。もう少し丁寧な手続が必要である。</p>	<p>指定の手続を設けることとする。</p>
	<p>建物は建てないが道路用地を寄附したいという場合に、寄附を受けられるような規定は設けられないか。</p>	<p>個別対応とする。</p>